

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	ビザンツ文学余滴 第6回（通算第7回）：ビザンツ末期の文人 プレトンの建白書その二
Author(s)	戸田, 聰
Citation	プロピレア , 29 : 80 - 95
Issue Date	2023-12-30
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00054849">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00054849</a>
Right	Copyright (c) 2023 日本ギリシア語ギリシア文学会
Relation	



## ビザンツ文学余滴 第6回（通算第7回）

### ——ビザンツ末期の文人プレトンの建白書その二——

戸田 聰

北海道大学教授

#### 翻訳序

論考題のとおり、「その一」を受けて今回は「その二」なので、既出の説明及びそのたぐいは一切省略する。

翻訳の底本は *Σπ. Π. Λαμπρού Παλαιολόγεια καὶ Πελοποννησιακὰ* (sic), vol. 3, 'Ev Αθήναις, 1926, pp. 246-265 だが、前回同様、これより古い校訂版 A. ELLISSEN, *Analekten der mittel- und neugriechischen Literatur*, 4. Theil: *Byzantinische Paralipomena. Timarion. Mazaris. Plethon*, 2. Abtheilung: *Plethon's Denkschriften über den Peloponnes*, Leipzig: Otto Wigand, 1860 をも参照した（ギリシア語原文は pp. 41-59、独語訳は pp. 85-104）。先行する邦訳には渡辺金一「『法の精神』の祖型（続・完）——ビザンツ文人のペレストロイカ建白書——」、『一橋大学社会科学古典資料センターStudy Series』22、1990年、がある。他の近代語訳として W. BLUM (transl.) *Georgios Gemistos Plethon. Politik, Philosophie und Rhetorik im spätbyzantinischen Reich (1355-1452)* (Bibliothek der griechischen Literatur, 25), Stuttgart: Anton Hiersemann, 1988, pp. 173-186 をも参照した。

渡辺訳 (ELLISSEN の番号を使っている) と拙訳との対照を容易にするべく、訳文中に付した番号は、前回同様、ELLISSEN に付されたのと同一である (BLUM が内容区分のために用いている番号は ELLISSEN と異なる)。但し、拙訳の改行は、これまた前回同様、底本 (以下、LAMPROS と称する) に従っており、したがって改行の仕方は渡辺訳とは異なる。

[] は訳者による補足を意味し、() は原文にある言葉を意味する（修文上の都合で、訳者の判断で所々 () を用いた次第）。

\* \* \*

## ペロポネソスにおける諸事情について、

### ゲオルギオス・ゲミストスからマヌエル・パライオロゴス【皇帝陛下】へ

1. 極めて神々しい皇帝陛下よ、イタリア人の中でペロポネソスで支配を行なっている者たちに対して、陛下の万事至善なご子息たちによって戦われた戦争は、見事に、かつ特に多大の優秀さを以て、終結しました。その際、彼ら【イタリア人連中】の支配の大部分にして枢要なるものは、長い期間のあと、我々のものという点で保持され、そして彼ら自身が、また他の者たちのためにも、全く以て我々に屈したのであり、全面的に従うと告白した次第です。これらのことゆえに、一方で、陛下たち<sup>1</sup>のためには、栄光と名声が支配権を強めかつ増し加え、他方で、国家<sup>2</sup>のためには、安全と同時に利益が【支配権を強めかつ増し加え】、そして将来に対しては、もし神がお与えになるなら、より大きな諸事情の端緒が【支配権を強めかつ増し加えるでしょう】。さて、私の念頭に浮かぶのは、より長期的に眺める者の目から見て、栄光をもたらすことどもを語りかつ提案することとして、それらは、行なわれるならば、ここでの諸事情のために大いに有益でしょうし、行なわれなければ、それはそれで全体の安寧のために少なからず欠如的であるでしょう。

2. まず、当の地方自体のために、この地方は極めて価値が高いと陛下たちによつてみなされるべきですので、私が若干の簡潔なことどもを語ることとします。というのも、陛下たちご自身がこの地方に対する配慮について熱心でなかつたと私が見ているからではなく、この論考自身のゆえにそれらのことどもが、必要なことどもを経由して、進み行くだろうからです。つまりそこでですが、陛下たちの支配と統治のもとにある我々は、言語と父祖伝來の教育とが証言しているように、種族としてはギリシア人なのです。そしてギリシア人たちにとって、ペロポネソスよりも、また、ここでヨーロッパに隣接する限りの地方よりも、また、島々の中の少し離れた島々よりも、本来的な地方、ましてより一層ふさわしい地方は、（あるとしても）見いだされません<sup>3</sup>。というのも、人々

<sup>1</sup> 臣下が権力者に対して行なう言い方として「陛下たち」は実際にはありえないが、他に良い訳し方が思い浮かばないため、ここでは ὑμεῖς 及びその変化形の訳を以下このようにした。

<sup>2</sup> 「国家」は τὸ κοινόν（及びその変化形）の訳。

<sup>3</sup> この一文は筆者には難解で、ここでは LAMPROS でなく ELLISSEN によって訳した（ἥτις でなく εἴ τις、οὐδὲν でなく οὐδὲ という読みを探ったということ）。

がはつきり記憶している時以来、この地方には同じギリシア人たちがつねに居住していることが明らかだからであり、他の誰も先だって住んでおらず、また、他の多くの人々が他の〔地方〕から襲来してきて他の〔地方〕に住んで占有して他の人々を追い出して、そして時として自分たち自身が他の人々によって同じ目に遭った、というように異国人たちが占有した、というのでなく、反対にこの地方は、ギリシア人たち自身がつねに占有していることが明らかであり、そして彼らは、この地方から発して入植者のあふれによって他の少なからぬ諸地方を占有したこと、かつこの〔ペロポネソス〕地方を放棄しなかったことが明らかです。3. この地方全体のペロポネソス自身が、第一のものにして最も貴重なものとしてギリシア人の種族を産したのであり、そしてこの地方から発してギリシア人たちは、最も偉大にして最も栄えある業績を現に示しました。そして、思索する者たちにとってこの地方は、今や陛下たちの宮廷であるところの、ボスコロス海峡のほとりのこの都市〔すなわちコンスタンティノープル〕の、言わば母であり、一つの起源だと見ることができましょう。なぜなら一方で、先だってビュザンティオンに住んだのはギリシア人でありドーリス人で、そしてペロポネソス人は明らかにドーリス人だからであり、他方でなぜなら、これらのあとでイタリアのローマからこの輝かしい植民を送った人々であって、かくてビュザンティオンを美しき大いなる助けによって拡張した人々は、ペロポネソス人たちと無縁でないからです——もし本当にサビニ人たちが、アエネアスの一族と同じ同様の権利で共住したのち、諸々の都市の中で最も幸いな都市ローマに住まつたのであれば、また、サビニ人たちがペロポネソス出身でラケダイモン人なのであれば。

4. そこでこれらのことゆえに、この地方は、支配者たる陛下たちによても、臣下たる我々によても、価値が低いとみなされるべきではありません——もし本当に、諸々の本来的なものや特に諸々のふさわしいものの中で、〔それが〕特にまた配慮されるべきものもあるのなら。我々にとってこの地方は、あらゆる地方の中で最も本来的な地方です——卓越性の点でも、日の下の諸々の地方の中で、いかなる地方にも劣っていないであろう地方として。諸々の季節の釣り合いや、諸々の果実の産出や、全体として生活のために有用な諸々のものの〔産出〕に関する限りの諸々のことを、少なくとも現時点では私は語ることを放置しましょう<sup>4</sup>。ですが、安全に関しては〔この地方は〕どの地方より

<sup>4</sup> ἔσσωは「許しましょう」とも訳せるが、ここでは「bei Seite lassen」と訳している ELLISSEN の

も優れていないのでしょうか——巨大な島であって同時に、この同じ地方は大陸でもあって、もし襲撃する者がいるとしても、現存の武器を適切に使う住民たちに、最少の準備で防衛する機会をもたらし、他方、住民たちが望む時には敵に対して打って出ることが可能になる〔機会をもたらし〕、その結果、この地方に加えて他の少なからざる地方をも容易に支配することができるほどです。また私は、地方全体に広がって至る所でアクロポリスのように屹立する山々の堅固さを度外視しました——その結果、敵たちが平地を支配することがたまさか起こっても、少なくともこの地方全体に対しては、彼らは劣勢者である、というほどなのです。5. したがって、本来性だけでなく卓越性のゆえにも、この地方は配慮されるべきなのであります——もし本当に、財産に関してはより良くより一層熱心な配慮がなされるべきでもあるのなら。

実際、ギリシアに属する人々のあらゆる人が配慮するべきですが、特に、支配者たる陛下たちが配慮なさるべきです——万事に対する配慮がいかにどれほど、すべての人々に優って陛下たちに委ねられていることか、また、かつておられたすべての皇帝たちの中で特に陛下たちに〔いかにどれほど、配慮が委ねられていることか〕。というのも、イタリア人たちがこの地方の支配を掌握してしまい、そして長期間のあいだ地方全体の主君である中で、他の何ひとつでもなく陛下たちの家の出身の支配者たちが、この地方を奪還したことが明らかなのですから。また、おお皇帝陛下よ、陛下はご自身、他の多くの良い善事に加えて最近この大いなる輝かしい事業をこの地方の前にお据えになりました。すなわち、〔コ林ントの〕地峡に対する城壁張り巡らしであり、これ自体は〔将来的には〕最大にして最強とみなされましょう、また今や、安寧のための出発点とみなされているであります。その結果、従前の諸々の善事の企てに、のちに続くこれらの〔善事の企て〕を割り当てるのが、陛下たちにはふさわしいでしょう。すなわち一方で、陛下たちが良いことどもをつねに付け加えておられることが明らかになるために、〔それはふさわしいの〕であり、他方で、陛下たちによって着手された諸々の善いことがのちの人々の継続性ゆえに確かに保たれるために、〔それはふさわしいの〕です。6. 卑見によれば、この偉大な都市〔すなわちコンスタンティノープル〕のために、この〔ペロポネソス〕地方がうまく回って、安全と、同時に利益とのために、何ほどかをもたらすことは、卑しからざることであります。それらについて部分的に語ることは、

---

訳し方に従った。

少なくとも現時点では余計なことであるように私には見えます。

さて、そこで、この地方が最大の熱心さに値するということは、極めて簡潔な仕方によるかのごとくにして、充分に証明されたように少なくとも私には思われます。私は、既に陛下たちによって行なわれた諸々の善事に付け加えねばならない配慮について語り、また、この地の諸事情の中の特に矯正されるべきことどもについて語り、そして、それら〔矯正が行なわれるべきことども〕が行なわれば、特に有益であるだろうということを、今や語るであります——まず、この地方の諸事情にとって、特別にうまく運んでいないと見られる諸々のことを考慮し列挙してから。

7. さて第一に、ペロポネソス人たちのこの地方で看取できるのは、大勢の群衆が農耕をしていること、或いはまた若干の人々が牧畜を行なっていること、彼らはこれらから生活のための原資を自らのために獲得していること、また、国家に納税していること、また、その同じ人々が軍務に就いていること、また、納税を少しづつしている一方で、多くの人々によって多くのものが徴収されていること、そして、大部分の徴収が財によってではなく貨幣によって行なわれている状況にあること、です。そこで、このようである人々が軍務のために命令を受ける〔要するに、徴兵される〕時には、僅かな人々が出征し、そして出征する多くの人々のうち大半が、武器のない者としてやって来て、陣営に到着しても全くとどまりたがらず、諸々の仕事が彼らを家で呼び寄せ、それら仕事の中から〔彼らは〕家でも陣営でも、出費しさらに納税せねばならないであります——軍隊〔の兵士たち〕が〔陣営に〕とどまらない者、或いは武器のない者であるなら、その助けは僅少であるでしょう。8. それゆえ、事情がこのようであるので、また、このようである諸々の事柄は極めて危ういので、一方で、思索したい者には、現在の諸事情に基づいて思索することもまた可能であり、しかしながら、事柄それ自体の際や、この地方で既に起こった戦争の際に、実際に特に事情がこのようであることが証明されています。全体として、同じ人が軍務に就き、同時に自分自身と他の人々とを養うということは、いかがなものでしょうか。そこで、軍隊が略奪し、これによって軍務に就く者たちに何らかの利益があるようにすることは、必ずしもつねに可能でなく、〔軍務に就く者たちは〕むしろ家から多くのものを支出することが必要です——それらのうちのいくばくかは、国家にとって助けとなるものもあるのでしょうか。

このような〔不充分な〕準備によっては、地峡は充分に防備されることが不

可能であり、また、何らか危険が差し迫るならば、救いが得られるべく [人々が] 勇壮であるということも実際ないでしょう。そこで [我々は] 、何らかこのような状況の中に立ち至るより前、まだ安全の中にある時に、劣悪でかつ危なつかしく見える諸々のものを矯正するべきであり、また、可能な限り準備するべきであり、その結果、何かが起こるならば、できるだけ容易にそれに耐えることができるようであるべきです。というのも、恐怖それ自体と危険の [現に存在する] 際には、劣悪である諸々のことの中の何であれ、矯正されることは困難だからです。

9. そこで、幾人かの人々が各家庭に対して提案している財産税（地峡に対する防備のために傭兵部隊を維持するべく）を、彼らは、何らか偉大であり立派でもあるものを案出したと（それだけで、諸事情のために充分であるだろうかのごとくに）考えており、当の財産税が認可されれば自分たちは徴収する限りの金額を徴収するだろうと考えています。〔しかし、〕少なくとも私には、それは笑いの種に見えます——もし我々が、自分たちの市民たちをだめにしつつ、〔よそ者を傭兵として〕雇って、〔そして雇った〕外国人やよその人々によって救われるだろうと考えるのであれば。我々が一方で、防備することから〔自分たちの市民たちを〕解放し、他方で、これほど多くの金額を徴収する時、それはどうして、〔自分たちの市民である〕これらの人々をだめにすることでないでしょうか。というのも、もし今の財産税が〔人々を〕だめにし、そして少なくとも多くの人々が既に正気を失ったのであれば、もし何かが付け加えられるなら、一体何が起こるでしょうか。10. 次に、もし何らかの危険が到来するなら、一方でかの外国人たちは、防衛を行なうのにもはや充分でないことは明白であり、他方で我々は、これら自分たちの兵士たちのもとへと逃れるであります。そして、だめにされてしまってかつ武器のない者であって、配置にとどまるよう命じられたいかなるところにもとどまることができない、そういう人々 [である、これら自分たちの兵士たち] については、我々は、いかなるものを使うのであれ、〔それらの人々を〕使うことができないであります。また、神々しい指導者の、選良たちと共に、地峡近傍での不斷の居留は、ちゅうとう 戰闘相応な軍隊が数的に現存するのでなければ、少しの防衛にしかならないでしょう。つまり、こういったことどもは、次のような人々と似たものを持っているように私には見えます。とはすなわち、不摂生のもとで病気になっていて、邪惡な食餌たべかた から抜け出たがらず、誰かが助言するなら何らかの薬或いは護符に

よって救われることをつねに考えるような、そういう人々と〔似ている、ということ〕です。そして今や、この地方の諸事情の場合には、このような人々によって何らか助けがあるだろうとは我々は思わないようにしましょう——何らか大いなるそして言及に値する変化が、また、私が語ったあらゆる偶然的な状況の矯正が、全然起こらないのであれば。

11. そこで、私はまずこのように申します。すなわち、同じ人々が軍務に就き同時に財産税を支払うのでないこと、これが矯正されねばならない状況〔つまり、矯正されたあの状況〕でなければならない、と。むしろまず、すべてのペロポネソス人〔男性〕を 2 つに、すなわち軍務に就く人々と、財産税を支払う人々とに、生来各々が 2 つのうちのどちらへとより一層育ったか〔に応じて〕、分けねばならない、と。そして一方で、軍務に就く人々のためには、すべての財産税から解放されることに加えて、自分たちが〔日々〕養われる所以のものの扶助が得られるべきであり、他方で、財産税を支払った人々は、あらゆる軍務から解放され、それにもかかわらずもはや少しづつ多くを大勢によつて徴収されることがなく、また、貨幣によって支払わないようでなければならぬ、と。というのも、こうして〔物納と金納という〕 2 つを合わせる徴収は、支払う人々にも徴収する人々にも極めて難儀だからです。そうでなく、形式の点で 1 つの財産税を、そしてこれを財によって〔つまり金納でなく物納によつて〕、各々の人から 1 人が徴収するという仕方で支払い、このような税を、そして、同税が適法な要求として有するであろう〔額〕、同時に、諸事情にとつて充分であるだろう〔額〕、支払う人々自身にとつて可能な限り軽くあるだろう〔額〕、それほどの〔額の〕税を負担する〔のでなければならぬ〕、と。

12. そこで、これらすべてが同時に可能であるべく、どのような財産税〔のあり方〕がありうべく最も近いかを、私はいざお示ししましょう。各々の仕事から生み出された諸々の果実は、公正な仕方で三者に帰属する、と私は申します。すなわち、〔第〕一者として〔当の〕仕事の働き手に、第二者として、それら仕事に資金を得させることを助ける者に<sup>5</sup>、第三者として、全体に安全を得させる者に。働き手たちは、耕す者たち、掘る者たち、牧者たちであり、仕事のためにこれらの人々の資金とは、牛、ぶどう畠、家畜、或いはこのような諸々のもののうちの他のものであり、全体に安全を得させる者たちとは、軍務

---

<sup>5</sup> このあとの叙述ではこの「第二者」に関する記述が欠如しているように思われる。この第二者に当たる人々とは、農業以外の産業（職人など工業、商人など商業）に従事する者のことか。

に就き、全体に先だって危険を冒す人々であり、また、役人たちであり、また、他の人々のために公共の事柄<sup>6</sup>を司る行政官となって、より大きなこともより小さなことも、各々のことどもを救い出す他の人々であり、そして、行政官たちのすべてにとっての長にして、万事を正し救い出す皇帝です。というのも、これらのうちのいかなるものが欠如しても、他の諸々のもののうち何も助けでないからであり、むしろまず、仕事しようとする者たちがいなければならず、彼らの仕事のために若干の資金が現になければならず、そして同時に、もし〔将来的に〕何らか助けがあるようにするのであれば、見張ろうとする者たちがいなければなりません。13. それゆえ、これらのゆえに、諸々の仕事の各々によって生み出された諸々の果実は、穀物であれ、ぶどう酒であれ、油であれ、木綿であれ、さらには家畜の仔、乳、羊毛、他の似たようなものであれ、3つに分けて分配が完了されねばならない、と私は申します。〔すなわち、〕耕す者たちのためには種子の引き去りのあとで、牧者たちのためには原初のもの復旧のあとで、果実が計算され、一部分が働き手自身に、第2の部分が資金に、さらに第3の部分が国庫<sup>7</sup>に与えられねばならない、と。そこで、自分の資金で働く者は2つの部分を有し、第3の部分を国庫に納めねばならず、他方で、公費で<sup>8</sup>割り当てられたものから資金を受け取る者は、彼自身は第3の部分のために働くねばならず（或いはもし何らか別の仕方で共同で<sup>9</sup>人々が合意して、その人々が〔この論者において示されているような〕この適法な要求に甚だ足りていないのでなければ〔、その仕方で分配せねばならず〕）、他方で、公共の<sup>10</sup>資金で働く者は、半分のために働くねばならず<sup>11</sup>、そしてこれらの人々のうち誰も、その他いかなるものであれ（言及に値しないかかるものも）支払ってはならない、と。この財産税を支払った人々のことを、かくて人は、彼らが軍

<sup>6</sup> 「公共の事柄」は *tà κοινά* (の変化形) の訳。

<sup>7</sup> 「国庫」は *tò δημόσιον* (及びその変化形) の訳。

<sup>8</sup> 「公費で」は *ἐπί τῷ δημοσίᾳ* の訳。

<sup>9</sup> 「共同で」は *κοινῇ* の訳。

<sup>10</sup> *κοινός* が形容詞として使われる場合には基本的に「公共の」と訳したが、「国家の」と訳した場合もある。

<sup>11</sup> 「半分」、すなわち  $1/2$ 、という計算になるのは次のような仕方による。すなわち、働き手自身に帰属する  $1/3$  に加えて、資金に帰属する第2の部分  $1/3$  のうち、公共の資金で働く者は資金の半分 ( $1/3$  の半分、すなわち  $1/6$ ) については自らに帰属する分だと考えることができる。よって、 $1/3 + 1/6 = 3/6 = 1/2$ 。

務から解放されて納税へと割り当てられたがゆえに、ヘイローテースたち〔複数形で書けばヘイロータイ〕と呼ぶでしょう<sup>12</sup>。この人々を公共の養い手とみなさねばならず、この財産税を超えて一層多くを徴収することも、誰か 1 人のために、荷役人仕事のために誰一人を使うことも、許されではならず、むしろ確かに、彼らが一切不正を蒙らないように扱う〔のでなければならない、と私は申します〕。

14. これら兵士たちがこのように整えられたとして、各々の歩兵にはヘイローテース 1 人が、〔各々の〕騎兵にはヘイローテース 2 人が、割り当てられねばならない、と私は申します。その結果、兵士たちの各々が一方で、軍務に就くことのために邪魔にならない限りのもの、働くことによって〔得られる〕自らのものを享受し、他方で、ヘイローテース——自分の資金によってあれ、<sup>もとで</sup>公共の資金によってあれ、<sup>もとで</sup>共同で合意する仕方であれ、それによって働く働き手——からの部分を享受して、武具を持って軍務に就き、命じられるいかなる所でも、とどまることが可能になります。そこで、すべての人々を兵士とヘイローテースに分けることができる所では、丁年のすべての人々が軍務に就くことができると思われるわけでは必ずしもないで、この仕方で分ける〔のでなければなりません〕。他方、丁年である人々の大多数が軍務に就くよう見える所では、この人々をさらに組〔すなわち 2 人 1 組〕に従って分け、次に、組を同じくする人々が大部分は公共の資金によって働くように強い、そして交替で、一方が国家のため 2 人のために〔ヘイローテースとして〕働き、他方が軍務に就く〔のでなければなりません〕。

役人たちに、また、兵士たちの中の選良たちの各々に、何人のヘイローテースを割り当てるをお望みかは、陛下たちの事柄でしょう。他方、各々に割り当てられたヘイローテースたちのうちの 3 人ごとに 1 人を騎兵にするよう強いるという意見を提案することは、私の事柄として、この 1 人は彼〔すなわち役人、及び、兵士たちの中の選良たる者〕にとっては召使であり、同時に国家にとっては〔危急の時には〕兵士となるであろう者で、そしてこの 1 人は、これら各々の人々が共同で合意する、その仕方で養われます。また、〔陛下ご自身の〕家のためにヘイローテースたちの何人なら充分だと思われるかを選択することは、神々しい指導者〔たる陛下ご自身〕に属することです。

---

<sup>12</sup> BLUM, p. 186 n. 5 が指摘するように、ここでプレトンにとってヘイローテースという語には、例えは「農奴」といった語から感じ取られるような侮蔑的な響きはない。

そしてさらに、司祭たちの中の、より大いなる司祭職にかかわる人々には、彼らは国家のために聖別されているので、この人々にも、中ぐらいの選良たる男の取り分に応じてヘイローテースたちの中から分けることで充分でしょう。この人々には、独り身ゆえに、妻たちや子どもたちへの出費は不要でしょう。

15. [これに対して、] 哲学的生活を送っていると断言する者 [すなわち修道者] たち、この口実の上で公金<sup>13</sup>のうちの多くのものを享受することを要求するこれらの者たちには、公金の何一つも分け与えず、彼らが自分たちのものを無税で享受すること、そして彼らが財産税を支払わないこと、そして公金の何一つも得ないこと、これが、神聖でもあり、この召命に相応でもあることだ、と私は申します。また、この者たちが公金を享受することを求めるることは、受け取る者たち自身にも分け与える者たちにも決してふさわしくなく、神聖でもありません [、と私は申します]。というのは、負担するものを負担するこれらの者たちは、公共の警備者たちに、彼ら [警備者たち] が公共の安全のために労する<sup>14</sup>諸々の労苦に対する報酬を負担しているからであり、他方、[自分たちを] 哲学的生活を送っているとみなすこれらの者 [すなわち修道者] たちは、いかなる点でも国家に奉仕しておらず、国家のために奉獻されているのは別の人々 [すなわち司祭たち] であって、この者たちは、世上言われるよう万人から離れて秘かに神に呼びかけ、そして彼ら自身の魂に配慮しているから [、と私は申します]。そこで、徳の形姿を見せびらかす人々 [すなわち修道者たち] が、一方で、公共の安全のための報酬を自分たち自身のために受け取ることを要求し、それら報酬が相応な人々から [それら報酬を] 奪う者たちが、他方で、[それら報酬を] これらの人々 [すなわち修道者たち] に分け与えることを [要求する] 時、いかなる所でこのようなことは神聖でしょうか。不敬の第 3 の種類である何らかの迷信があまりかかわっていないであろうような人——その結果、これら相応な奉獻物の外にある何ものをも神は受け入れる、とすら思う、というほどに——には、言うことは何もないと私は思います<sup>15</sup>。

---

<sup>13</sup> 「公金」は *tὰ κοινά* (及びその変化形) の訳。

<sup>14</sup> 原文 *ἀσφαλείας* のあとには何らか動詞が必要。LAMPROS は *ἀσφαλείας ποιοῦσι* という、動詞を含む異読を示しており、ELLISSEN は *ἀσφαλείας πονοῦσι* という読みを本文に示している。ここでは ELLISSEN に従って訳した。

<sup>15</sup> この一文は筆者には難解で、訳文は諸訳と全く意味が異なるが、諸訳の訳し方は筆者には全く理解不能。

16. 生き方のこの道を伝えてきた人々によって始めから考えられてきたこと<sup>16</sup>と、このようなこととは合致しない、と少なくとも私は思っており、むしろ彼ら〔昔の修道者たち〕は、各々に力がある限りで〔独力で〕生き延びられるよう<sup>ぶやく</sup>に働き、実に夫役を用いらず、相応でないものを享受したりもしないのだ、ということが考えられてきました〔或いは「決定されていました」〕<sup>17</sup>。実際、相応でないものへのこののような出費ゆえに、また、国家財政<sup>18</sup>から公的奉仕免除の贈り物を得ようとしたり、国家財政を損なったり、雄バチ流の怠惰な習慣を自分たち自身のために整えたり、そして事柄のこの恥について恥ずかしく思わなかつたりするこれらの者たちのゆえに、国家財政は一層悪い状態にあるのですから。そこから、これらの者たちもあれらの者たちも、いかなる不正に対して責任を負っていると見られるかを、人は見てとるであります。なぜなら、敵どもが最も祈願するであろうこと、すなわち我々の安全のための出費をむやみに破壊すること、これらが自分たち自身の間で行なわれることを、これらの者たち〔すなわち修道者たち〕は求めて恥じないのでですから。つまり彼らは、このようなものを買ったのだと断言しており、そして彼らが言うには、自分たち或いは父祖たちの奉仕によって果たされた多くのことや偉大なことに対するこの相応な報酬——すなわち、國家の近々の滅亡——を有することを求めているのであって、そして私には、彼らは、実に無感覚であるように見え、そして正しい分を要求しているように見えません。この者たちは、もし実に何らか国家財政が瓦解するなら——そんなことはあってはなりませんが——、自分たちにとって有益でないということ、このようなことすら理解していないのです。17. 私は、これらの人々のうちの幾人かが、大いなる奉仕への対価として、或いは国家への寄付への対価として、彼らが現に有しているものを有すること、或いはこれらに相当するものを有することは、全く正しいことだと申します。それにもかかわらずこれらに加えて〔その際彼らが〕、——一方で一層多くを享受し、他方で一層多く奉仕を行なっていることに満足しつつ——多くの人々よりも一層敬われたということだけによって相応な奉仕を行なうこと

<sup>16</sup> LAMPROS がここで δεδεγμένοις という読みを探っているのは、写本の読み（δεδογμένοις）にも反しており、全く理解不能。ここでは写本の読みを探っている ELLISSEN に従って訳した。

<sup>17</sup> 「考えられてきました〔或いは「決定されていました」〕」は εδέδοκτο の訳。

<sup>18</sup> 「国家財政」は τὰ κοινά（及びその変化形）の訳。かくて τὰ κοινά は「公共の事柄」「公金」「国家財政」と訳し分けていることになる（註6、13 をも参照）。

[は、正しいことだと私は申します]。また、一層多く奉仕して、国家財政にとってむしろ一層有益な者であること [は、正しいことだと私は申します]。しかし、搾乳でとれた乳を足げにして——と言われるように——再びこぼす牛の所業をしない一方、「おのれの災厄を抱き慈しみつつ」<sup>19</sup>ヘシオドスのあの災難をあからさまに蒙りもしないこと [は、正しいことだと私は申します]。というのも、この国家財政は、完全な状況からであっても、公共の安全のための出費すべて [を賄うの] に充分というにはほど遠いのですから、国家財政の必要に加えて雄バチどもの群れ——一方で、哲学的な生活を営んでいるのだと断言する連中、他方で、別の仕方で無為を決め込むこと、或いは、奉仕に相応なものより遙かに多くを享受すること、を求める連中——を養うことが甚だしい時には、一体何が残るでしょうか。さて陛下たちは、これらのことやあれらのことを矯正なさいますように、そしてより良い習慣をすべての人々に吹き込まれますように、そして特に国家財政をより良くなさいますように。

18.さて私は、自分が出発したところへ再び立ち戻りましょう。そして、以下の見解を提案することは、既に語られたことと合致しているとたぶん見られることでしょう。[すなわち、]全地は、それが本来等しくあるごとく、すべての居住者たちにとって公共のものなのだということ、何よりもいかなる場所をも私的に [自分のものだと] 要求しないこと、欲するすべての者には、その欲する所で、植え、建て上げ、欲しかつなしうるだけ地を耕すこと（各々が実際にこれの、またこれだけの、<sup>あるじ</sup>主になるために）が許されること——各人が占有しつつ、働くのをおろそかにしない、その限りで——、その際、何ぴとも何も税として支払わず、働くことによって先占した者以外の他者によって悩まされず妨げられること——他のいかなる人にでもなく、むしろ公共の事柄に属する諸々の事柄に関する法に従って——。次に、もしヘイローテースたちに属する人がいれば、その人は、我々が申したように、第三の部分を国庫に支払えば、それ以上いかなる点でも、また何ぴとからも、悩まされないこと——疑いなく、負い目全部を、かつ一度に、支払ったのですから——、またもし、兵士に属するか、公共の諸事に奉仕する他の人々 [のカテゴリー] に属する人がいれば、自分自身がそれに関して割り当てられているその奉仕を行なうこと自体を除いて、他のいかなるものも、またこれを何ぴとにも、支払わないこと。

[以上が私の見解です。]

---

<sup>19</sup> ヘシオドス／松平千秋訳『仕事と日』、岩波文庫、1986年、18頁（58行）。

19. もし誰かが、私が慣習から外れた奇妙な見解を持ち込もうとしていると考え、国家や個人にとって、これらが遙かに優っているのでもなければより有益なのでもない、と証明するなら、その人は勝ちを得るように。というのも、自分の土地が奪われると考えるであろう人々には、もし本当に彼らが無為を決め込みたいのでなければ、国家において土地全体に対する権限を与えることよりも、自分の土地が取り上げられるとこの人々が考えるのでないことのほうがむしろ、充分な慰めであるでしょうから<sup>20</sup>。そして、もし欲するすべての人に同じ権利で、どこでも欲するあらゆるところで働くことが許されるなら、このようにすべては耕され、実りがあるであります、また、何ものも働きなしでなく、ないがしろにされていないであります、その結果これらは、国家にとってみても個人にとってみても、より一層有益であります。

これらすべてが、私が申しましたように整えられたなら、諸事情は、卑見によれば、ペロポネソスで最善の矯正を有するであります。というのも、一方で、地峡を防備する者たちは交替で充分〔な数〕であるでありますから。他方で、あらゆる所でこの地方の諸々のアクロポリスを防備する者たち、誰かが攻撃する場合に防衛を行なう者たち、もしどこかへと必要があれば戦場に赴くであろう者たちが〔充分な数〕いるでありますから。神々しい指導者の家には、充分な〔量の〕有用なものがあるであります、その結果、もしこれらがこのように行なわれ、この政体が作動すれば、特に必要なものの中の何が欠如しているかを見いだすことは困難でしょう。

20. 既に述べたことに次のことを付け加えることは、より悪いことではたぶんないであります。おお皇帝陛下、いかなるところでも、またここでも、最大の悪をしてかす連中がつねに若干名おり、彼らに対しては諸法によって往々死が断罪〔として命令〕されてきました。今やこのような人々に対してこの処罰は欠如しており、彼らに裁きを課する人々は、幾人かの体の先っぽ〔すなわち手足、手指や足指〕を損ない、他方で多くの人々を、罰なしの者としてほとんど放免しています。これら 2 つのいずれもうまく行っていないように、少なくとも私には思われます。というのも、体の先っぽのこの損傷は野蛮なことであり、ギリシア的でなく、我々の種族の父祖伝来の流儀でもなく、この地方じゅうで

---

<sup>20</sup> この一文は筆者（戸田）には意味不明。諸訳は「彼らの土地が彼らから取り上げられることは全くなく、むしろ彼らには、国家によって土地全体が利用のために委ねられる——彼らが無為でありたくないのでありさえすれば」（例えば BLUM, p. 182）という趣旨で訳している。

見られるその状態は極めて恥すべきものであり、また、罰なしの者たちを解き放つことは、政策遂行には<sup>21</sup>極めて不利益かつ極めて危険です。次の罰のほうがより良く、政策遂行には好適で、国家にはより有益だと私には思われます。

[それはすなわち、] このような者たちが拘束されたまま働き、必要なものを建設することであり、地峡の城壁張り巡らしの骨折り仕事や、特に他所でこういうことが必要であるように思われる場合 [に、彼らがそういう仕事に従事すること] です——軍務に就く者たちが仕事のこのようなことに頑張るのを強いることなく（全般的な必要がない場合には）、また、財産税を負担する者を、我々が語ったかの税に加えて——かの税は、彼らが国家に対して負っているすべてと等しいものを有することになるので——、別事へとわざわせずに。

21. 同様に、次のこともなおざりにされるべきでないでしょう。つまり、是正されるべきこととしての、貨幣の異常さです。というのも、異国の人々が悪しき銅貨を人々が使って、一方で他の人々に何らか利益をもたらすこと、他方で我々自身に多くの嘲笑をもたらすことは、何やら非常に馬鹿げているからです。しかし、このことの矯正に対してすら、我々によって先刻導入されたかの見解は少なからず助けとなりましょう。というのも、税を支払う人々が貨幣ではなく財を支払うこと、また、国家財政から受け取るであろう人々が同様の仕方で受け取ることは、このことに対して大いに助けとなると思われるからです。つまり大概、貨幣のより少ないものが必要となりましょう、そして日々の売買にはたまたま貨幣として使われたもの [つまり、その程度の貨幣供給量] でも充分であります。さらにペロポネソスでは、他の人々には尊重され受け入れられているものであるだろうこのようないかなるものも、全く必要でないように思われます。というのもこの地方は、鉄と武器を除けば、このような貨幣を必要とするほどに外からの輸入物のほとんど何物をも必要としていないように思われるからです。これら [すなわち鉄と武器] はこれら木綿と比較的容易に交換されること [が可能で] 、その結果、異国この悪しき通貨を価値なしと扱った人々には、損害は無であります。22. というのも、異国の人々が衣服を必要とするのは、大いなる愚かさだからです。つまり、この地方が産するこれら羊毛が、亜麻布が、絹が、木綿がありながら、これらを用いて衣服に関するものを我々に可能な仕方で芸術的に取り扱うことをせず、むしろ、外国から [すなわち] アトランティック海からもたらされるかの羊毛や、イオ

---

<sup>21</sup> 「政策遂行には」は ταῖς πολιτείαις の訳。

ニア海の向こうで衣服へと仕立てられるもの〔今日流に言えば、例えばイタリア製〕を、明らかに必要としているのは、統治<sup>22</sup>に対する少なからぬ悪行です。地元流で仕立てられた衣服よりも異国この衣服のほうがどれほど美麗に見えようとも、それよりも、これら地元のものを使って衣服に関する物を自給的な仕方で有するならば、我々は実際遙かにましなのですから。

23. 私は輸入財に言及しましたので、財の輸入と輸出について一般的にも短く扱うこととはたぶん良いことでしょう。そこで、輸入される財のうち、一方のものは輸入することがより良く、他方のものはそうでない〔ほうがより良く〕、輸出される財のうち、一方のものは輸出することが〔より良く〕、他方のものは輸出しないことがより良く、しかしくつかのものは、二者どちらにおいても、どちらが行なわれてもあまり違いがありません。これらもまた、むやみに、何かたまたまそうなったというように、看過されるべきでは全くありません。というのも、このことが統治に対して正しく貢献を為すか、それともこのことが行なわれないかは、軽微な話でないだろうからです。つまり一方で、輸入するほうが良いものに関しては、実際にも輸入がより容易に行なわれるべく、市民であれ外国人であれ、誰も、これら〔輸入するほうが良いもの〕に対して輸入の税を一切支払うべきでないでしょう。他方、〔国内に〕残るほうが良い他のもののうち、これらを輸出する者たちは、巨大な税を支払って輸出する〔べきでしょう〕。それは或いは、彼らに残っているものを輸出することが有利でなく、市民たちのために使うことがより潤沢であるためにであり、或いは、輸出されるものが全く国家を益し、そしてこの収入源が国庫に付け加わり、実際にこれを、使節派遣の時に、また、もし実際他のつねならぬ費用が降りかかるのであれば、何らか使うことができるためです。

24. さて一方で、このようなことは、のちにであってもたぶん矯正することが必要となるでしょう。他方で、現下の安全のために、次のことどもは特にまず必要です。〔それはすなわち、〕かの純粹な〔すなわちギリシア人たち自身によって構成された〕軍隊について、また、既に別に利益をもたらしている人々からの公正な、軽微な、また軽微でない、収入源について、少し前に私が詳述したことども〔のことです〕。或いはもし、これらと別のことが何か考えられ、それを言う者がより良いかつより好都合なことを言っているのなら、それが行なわれますように。全く以て、現在のことどもを決して見過ごしにして

---

<sup>22</sup> 「統治」は πολιτεία（及びその変化形）の訳。

はならず、ないがしろにしてもならず、それらが現在在るような仕方で在ることを許容してもなりません。というのも、それは邪悪であり危険だからです。しかし私は、私が詳述したこれらのことよりも優れた、より有利な、他のことどもを誰かが見いだしたりはしないだろう、また、これらを作動へと前進させることは面倒でも最悪でも困難でもない、と申します。反対に、今や諸事情が、大きな危険や損害なしに現在の様相にこれ以上とどまることは困難だろう、と [私は申します]。というのも、おお皇帝陛下よ、陛下の至高の決断が来ることが特に必要なですから。我々にとっては、ご自身がすべての事柄の主であられるのですから、最も良く最も正しいと思われ、かつ万人にとって公的に<sup>23</sup>私的に最も有利だと思われることを決心なさることは、造作ない業なのです。25. 次に、もし陛下が、私もまたこれらを整えるための者であるとお命じになるなら、私自身この奉仕を引き受けるでしょう、そしてもし他のいかなる者も勇敢<sup>26</sup>でないとしても、私は諸事情を、ペロポネソス人の働きによって、今私が言葉で詳述したこの様相へと整えかつもたらすであろうことを、お約束しましょう。おお皇帝陛下よ、但しこれのこと [を私はお願ひします（？）]、すなわち最善の方向へでなく、陛下たちに願う者たちにこのことを与えることは、ぜひとも遠ざけなさいませ。というのも、陛下たちが諸事情に対して、揺らがず、より悪い方向へと一切傾かず、最後まで指導者であられるならば、今や私が言葉で彫琢したこれらすべてを私自身が整えることは、極めて容易で、かつ困難でないでしょうから。

有益だと私が思うことども、そしてそれらゆえに語られた当のことども、これらは私によって、陛下の極めて神々しいご子息たちにも、言葉のこの形姿で既に示されました。ですが今や、これらのためには特に陛下のご決断がなければなりません。これらは、陛下のご決断を得れば、より強き者たちのうちの誰かによって決心された良きことであるかのごとく、映じかつ作動へと至る [に違いありません]<sup>24</sup>。神が、万人にとって良いものであるだろうこの有益な決断を、完遂することを得させてくださいますように。

---

<sup>23</sup> 「公的に」は κοινῷ の訳。かくて κοινῷ は「共同で」「公的に」と訳し分けていることになる（註9をも参照）。

<sup>24</sup> 「[に違いありません]」は、前半部分の δεῖ が後半でも繰り返されて [おり、しかも省略されて] いふと考へた、その δεῖ の訳の補い。